

創業外国人材の事業所確保要件の緩和

(令和2年3月 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る在留資格の変更, 在留期間の更新のガイドライン)

規制改革の内容

特例措置前

- 創業外国人材の特例では、入国時に、6か月以内に事業所を確保する見込み等が要件。
- 入国から6か月以内に確保が求められる事業所の対象として、コワーキングスペースやシェアオフィスは認められていない。

特例措置

一定の要件を満たせば、1年間に限り、自治体が認定するコワーキングスペースやシェアオフィスでも事業所として認める

効果

外国人起業家等の更なる受入れの促進

規制改革の概要

日本で創業するための入国(上陸)審査



在留資格「経営・管理」の要件

- **事業所の確保**
- 2人以上の常勤職員
or 500万円以上の出資金 等

上陸許可

6か月以内に両方満たせばよい!

既存特例

6か月



日本で創業活動!

在留継続(在留期間更新)のための審査

在留期間更新

事業所要件は1年間だけコワーキングスペース等でもよい!

新特例



事業活動の継続へ!